奈良県指定特定非営利活動 測を 公 布 す 法 人の 指定の手続等に関する条例施行規則  $\mathcal{O}$ を改正す

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正

吾

## 奈良県規則第五十号

正する規則 奈良県指定特定非営利活動法 人の 指定の手続等に関する条例施行 規 則  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 部を改

三月奈良県規則第九十八号) 奈 良県指定特定非営利活動法  $\mathcal{O}$ 人の 一部を次のように改正する。 指定  $\mathcal{O}$ 手続等に関する条 例 施 行 規則 伞 成二十五

第三項」及び 第二十八条第一項第七号中 第二十九条第三項中「又は 「又は第四項」 を削る。 海外への  $\neg$ (その金額が二百万円未満 送金若し は金銭  $\mathcal{O}$ 持 の場合に限 出 を行うとき」 る。 削る。 又は

## 附 則

(施行期日]

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 活動法 よる旧 前に よる。 特定非営利活動法 二条第一号の指定を受けてい 関する条例 県条例第四十三号)による改正前 この お 人の 条例第十二条第四項の ける海外への送金又は金銭の持出 規則の施行 指定の手続等に関する条例 (平成二十五年三月奈良県条例第六十九号。  $\mathcal{O}$ 人の指定の 際現に特定非営利 書類の写し 手続等に関する条例施行規則第二十九条第三項の規定に る特定非営利活動法  $\mathcal{O}$ 奈良県指定特定非営利活動法人  $\mathcal{O}$ 活  $\mathcal{O}$ 動 しに係るこ 知事 部を改正する条例 促進法施行条例及び奈良県指定特定非営利  $\mathcal{O}$ 人による施行 提出に  $\mathcal{O}$ 規則による改正前の奈良県指定 以下 ついては (平成二十九 旧条例」 日 の属する事業年 の指定の手続等に なお従前 とい 年三月奈良 の例に